

第4回千葉市公文書管理条例検討委員会 説明資料



令和5年2月13日（月） 午後1時
中央コミュニティセンター2階
農業委員会室

千葉市公文書管理条例（案）の 概要について



検討事項

■ 公文書等の定義と範囲

第1回検討委員会で審議済み

- ・ 「公文書等」の定義と対象機関
- ・ 永続的な保存の対象とする文書について
- ・ 条例適用除外の対象について

■ 具体的な管理プロセスについて

第2回検討委員会で審議済み

- ・ 条例の名称について
- ・ 文書の作成義務
- ・ 文書の整理
- ・ 評価選別及び廃棄の審査
- ・ 点検と監査のしくみ
- ・ 研修

■ デジタル化への対応と推進

第3回検討委員会で審議済み

- ・ デジタル管理の対象について
- ・ 電磁的記録の作成と保管に係る基本的な考え方の整理
- ・ 紙文書のデジタルスキャンによる保存

■ 永続的な保存対象文書の保存・利用

今回（第4回）の検討事項

- ・ 求められる公文書館機能について
- ・ 特定重要公文書等の保存について
- ・ 特定重要公文書等の利用方法
- ・ 条例施行後の附属機関について

求められる公文書館機能について

公文書館の設置について

短期的には物的・人的リソースの都合上独立した施設の設置が難しいため、その機能を市長部局（総務課）が担う形で特定重要公文書等を利用に供せるよう検討を進めていく。

また、特定重要公文書等の受入が進んでいない現状では、どの程度の分量を保存する必要があるか見積もれず、利用のニーズも見込めないため、まずは積極的な収集に努める。

【政令市の公文書館設置状況】（R5.1現在）

20政令市中、条例等に基づく公文書館設置済みの市は8市、類似施設を4市が設置している。

また、設置予定は1市である。

設置状況	自治体名
• 設置済（8市）※公文書館条例等を制定済	札幌、新潟、川崎、相模原、名古屋、大阪、広島、北九州
• 類似施設あり（4市）	静岡、神戸、福岡、熊本
• 設置予定（1市）	仙台 ※仙台は令和5年度の開館を予定
• 未設置（7市）	さいたま、千葉、横浜、浜松、京都、堺、岡山、

※千葉県は文書館設置済み。 ※公文書館に似た機能を持つ施設を“類似施設”としている。

【参考】公文書館機能として備えるべき要素

以下は公文書館機能として最低限満たしておきたい要素

(ミニマムモデル、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会作成「公文書館機能ガイドブック」より引用)

分類	チェック項目	R5.1 現在
基本 事項	歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法（条例・規則・規程・要綱等その形式は問わない）上、規定されている。	△
	歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかのかたちで一般に公表されている。	×
保存 ・ 管理	当該自治体の情報公開条例に規定された実施機関のうち、50%以上の機関の歴史資料として重要な公文書等を収集（移管）の対象としている。	△
	歴史資料としての重要な公文書等の収集方針、評価選別基準（これらに相当するもの）等を明文化し、公表している。	△
	文書管理等の規程上、歴史資料として重要な公文書等の保存場所を規定し、現用文書の保管場所と異なる専用の場所で管理している。	△
公開 ・ 調査 研究	自らが管理する歴史資料として重要な公文書等の目録を作成し、それが一般に公表されている。	×
	閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般に公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用の制限が行われていない。	×
	標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっている。	○
	歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。	×

特定重要公文書等の保存について

特定重要公文書等の保存について（第15条、第29条）

特定重要公文書等の廃棄基準について

国では…

公文書管理法第25条(特定歴史公文書等の廃棄)

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が**歴史資料として重要でなくなったと認める場合**には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

↓
(具体的には)

「劣化が極限まで進展し歴史資料として重要でなくなったと判断される」場合と極めて限定的な解釈

(『特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン』)

▼
特定歴史公文書等は事実上、永久に保存する必要がある

特定重要公文書等の保存について（第15条、第29条）

千葉市では…

現状）特定重要公文書等は永久保存（現用文書と同一の書庫で、棚を分けて保管）

課題）⇒将来にわたって増え続ける

⇒物理的スペースや文書の保管体制に限界がある中ではすべてを永久保存することは困難

⇒本市の実情に応じた保存の在り方を検討する必要がある

案）下記の要件に当てはまる場合は、事前に附属機関の意見を聴き、目録を公表したうえで廃棄する。

（廃棄の要件）

ア 劣化損傷等により判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合

※アーキビスト等の有識者の意見を求めたうえで、紙媒体の原本を廃棄し、電子媒体等に変換した文書を正本として管理する選択肢も検討する。

イ その他歴史資料として重要でなくなったと認める場合

(参考) 特定重要公文書の廃棄の規定

他の自治体でも…

豊島区公文書等の管理に関する条例

(特定重要公文書の廃棄)

第11条 区長は、特定重要公文書が、劣化損傷等により判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合その他歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 区長は、前項に規定する廃棄をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

熊本市公文書管理条例

(特定歴史公文書等の廃棄)

第36条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ第38条第1項の委員会に意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により文書を廃棄しようとするときは、当該文書の目録を公表しなければならない。

特定重要公文書等の利用方法

特定重要公文書等の利用方法（第16条、第17条、第20条）

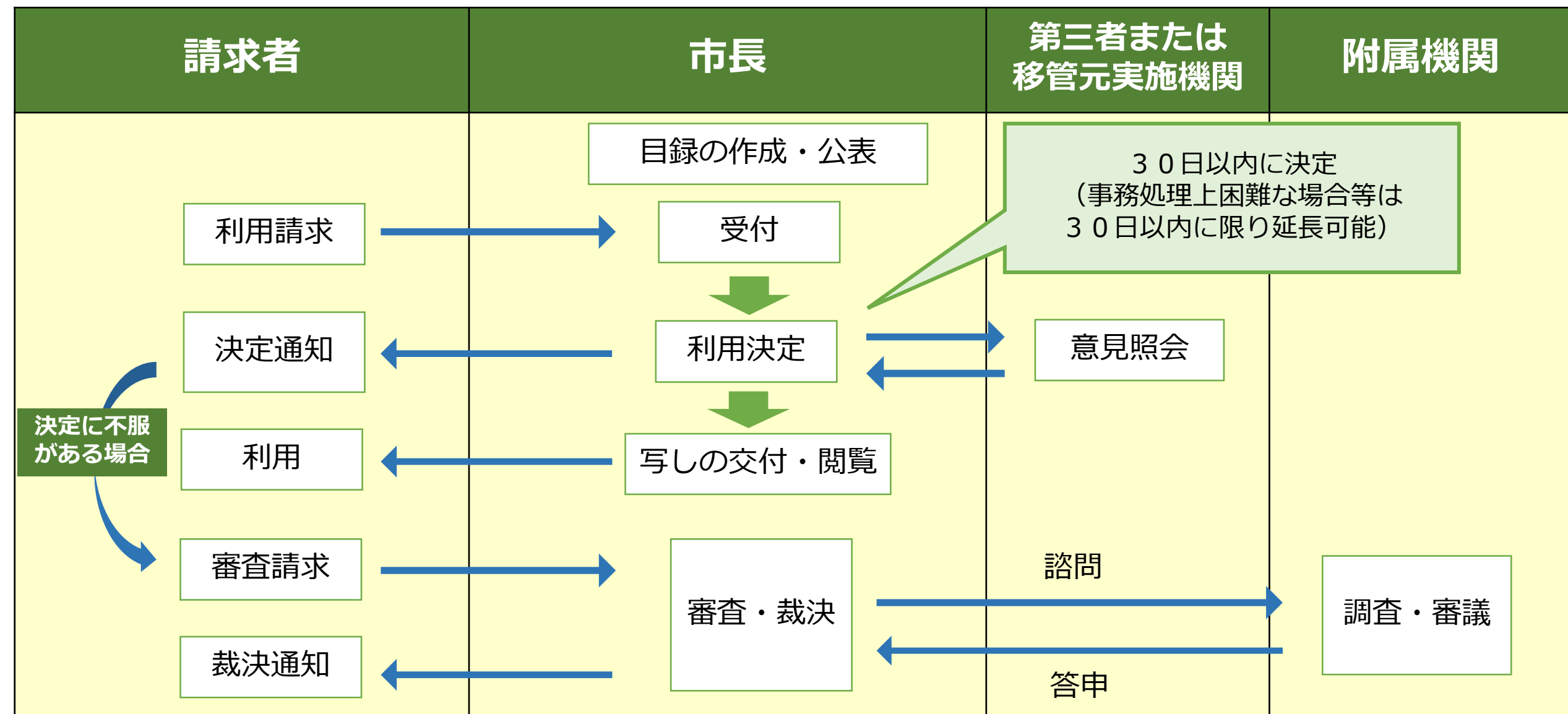
【現状】

現用文書と歴史的公文書の区分けが明確に行われていないため、利用申請があった場合は、公文書開示請求の手続による。

【条例施行後の運用】

- ・ 申請時の根拠
現用文書 → 情報公開条例（政策法務課市政情報室）
特定重要公文書等 → 公文書管理条例（総務課）
- ・ 申請窓口
当面は文書主管課（総務課）を想定
- ・ 申請手続
次スライドのフロー図のとおり
なお、利用制限のない文書は申請方法を簡略化し市民が利用しやすい運用とする

特定重要公文書等の利用の流れ



利用制限について（第17条）

（前提）

特定重要公文書等は、原則一般の利用に供するが、合理的な理由がある情報は利用制限する必要がある。

（利用審査の基本方針）

（1）利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断する

（2）時の経過を考慮する

個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれにともなう社会情勢の変化により低下する

（3）利用制限すべき情報は必要最小限とする

（4）移管元の意見を参酌する

移管元の意見を尊重するが、公開の可否は市長が最終的に判断する

※参考 平成24年8月9日国立公文書館資料「国立公文書館における「時の経過」の運用について」

利用制限について（第17条）

公文書管理法の趣旨及び千葉市情報公開条例の規定内容を考慮し、利用制限を行う情報は以下のとおりとしたい。 ※熊本市、新潟市も同様の内容で実施

（1）法令秘情報（条例案第17条第1項第1号ア）

法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報

（2）個人に関する情報（法第16条第1号イ、同条第2号イ/条例案第17条第1項第1号イ）

特定の個人を識別できる情報等で、以下に当たらないもの

- ・法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ・人の生命、財産等を保護するため、公にする必要がある情報
- ・公務員等の職務の遂行に係る情報

（3）法人等に関する情報（法第16条第1号ロ、同条第2号ロ/条例案第17条第1項第1号ウ）

法人その他の団体又は事業を営む個人に関する情報であって次に掲げるもの（人の生命、財産等を保護するため、公にする必要がある情報を除く）

- ・公にすることにより、当該法人等の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・公にしない条件で任意に提供された情報

利用制限について（第17条）

- （4）公共の安全等に関する情報（法第16条第1号二、同条第2号ロ/条例案第17条第1項第1号工）
公にすることにより、犯罪の予防や捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある（と移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある）情報
- （5）事務・事業に関する情報（法第16条第1号ロ、同条第2号ロ/条例案第17条第1項第1号才）
公にすることにより、次に掲げるおそれのある情報
- ・ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課等の事務を困難にするおそれ
 - ・ 国又は地方公共団体が経営する企業・独立行政法人等の事業に関し、企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- （6）実施機関以外のものから寄贈又は寄託されたものであって、全部又は一部を一定の期間公にしないこととされている情報（法第16条第4号/条例案第17条第1項第2号）
- （7）原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために原本を現に使用している情報（法第16条第5号/条例案第17条第1項第3号）

利用制限について（第17条）

条例文（案）

第17条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

（1）当該特定重要公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 千葉県情報公開条例第7条第1号に掲げる情報 ←法令秘情報

イ 千葉県情報公開条例第7条第2号に掲げる情報 ←個人に関する情報

ウ 千葉県情報公開条例第7条第3号に掲げる情報 ←法人等に関する情報

エ 千葉県情報公開条例第7条第4号に掲げる情報 ←公共の安全等に関する情報

オ 千葉県情報公開条例第7条第6号ア又はオに掲げる情報 ←事務・事業に関する情報のうち、①監査等を困難にするおそれのあるもの、②国等事業に関し企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

（2）当該特定重要公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に実施機関以外のものから寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

（3）当該特定重要公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定重要公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定重要公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定重要公文書等に第8条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからオまでに規定する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

【参考】公文書管理法の利用制限規定

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報
 - ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報
 - ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報
 - ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イから八まで若しくはトに掲げる情報

【参考】公文書管理法の利用制限規定

- 三 当該特定歴史公文書等が国の機関(行政機関を除く。)から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合
 - 四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
 - 五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合
- 2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて時の経過を考慮判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからのするとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イから二まで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

裁量的開示について（第18条）

公文書管理法では…

特定歴史公文書等を利用させるかどうかの判断は第16条及び第17条のいずれかに該当するか否かによって行われ、裁量的判断は認められていない。

一方、情報公開法では…

行政機関の長の高度の行政的判断による開示を可能とする規定を置いている。

情報公開法 第七条（(公益上の理由による裁量的開示)

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第五条第一号の二に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

⇒ 千葉県情報公開条例でも同様の規定あり。

⇒ 現用文書の段階で裁量的開示を行っていた情報が、特定重要公文書等となった際に開示されなくなる事態は避ける必要がある。

⇒ **公文書管理条例においても公益上の理由による裁量的開示の規定を置くことが適当。**

参考：総務省HP「情報公開・個人情報保護審査会 答申選」、千葉県HP「公文書公開制度の見直しについて（答申）」

裁量的開示について（第18条）

ただし、裁量的開示の規定がみだりに適用され、個人や法人等の権利利益が不当に侵害されることのないよう、また、個別の非公開規定の厳格な解釈が損なわれることのないよう、十分な配慮が必要。

※「公益上特に必要があると認めるとき」

＝情報公開条例第7条第2号ただし書イの規定による人の生命、健康、生活又は財産の保護という個人的な法益保護のために必要な場合の開示義務に比べ、より広い、社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合のことをいう（千葉市情報公開事務の手引より）。

参考：総務省HP「情報公開・個人情報保護審査会 答申選」、千葉県HP「公文書公開制度の見直しについて（答申）」

存否応答拒否について（第19条）

情報公開法では…

存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、不開示又は不存在と回答するだけで不開示情報の保護利益が害されることがあり得る場合には、請求に係る情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否できる規定を置いている。

⇒特定個人の病歴や犯罪の内偵捜査等の情報の中には、公開請求がなされた場合、これに応じて非公開としたり不存在と回答しても、そのことだけで、保護されるべき個人の権利利益や確保されるべき公益を損われるものが存在する

⇒現用文書の段階で存否応答拒否としていた文書は、特定重要公文書等となった際にもその存否は公開されるべきではない。

⇒公文書管理条例においても情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できる規定を置くことが適当。

ただし、その適用にあたっては実施機関の十分な拒否理由の提示が必要であること、また、当該拒否が請求人において行政上及び司法上の救済を求めることができる処分であることを明確にしておく必要がある。

情報公開法 第八条(行政文書の存否に関する情報)

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

利用決定等の期限（第21条、第22条）

現用文書の情報公開とは異なり、特定重要公文書等の利用の可否の判断にあたっては、時の経過（※）を考慮する必要があるため、利用決定等の期限は公文書管理法に準じて下記のとおりとしたい。

※時の経過…情報を公開することによる個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下するという観点

（特定重要公文書等の利用決定等の期限）

第21条 前条の規定による決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求のあった日の翌日から起算して**30日以内**にしなければならない。ただし、第13条3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同行に規定する期間を**30日以内**に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（特定重要公文書等の利用決定等の期限の特例）

第22条 利用請求に係る公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日の翌日から起算して60日(第13条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しない。)以内にそのすべてについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、**利用請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる**。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について利用決定等をする期限

【参考】 利用決定等の期限

※ 1 …やむを得ない理由がある場合
 ※ 2 …請求に係る公文書が著しく大量である場合

	公文書管理法（条例）			情報公開法（条例）		
	通常	延長 （※ 1）	再延長 （※ 2）	通常	延長 （※ 1）	再延長 （※ 2）
国	30日以内	30日以内	相当の部分を当該期間内に利用決定等し、残りの部分は相当の期間内に利用決定等すれば足りる	30日以内	30日以内	相当の部分を60日以内に公開決定等し、残りの部分は相当の期間内に公開決定等すれば足りる
新潟市	15日以内	30日以内	相当の部分を当該期間内に利用決定等し、残りの部分は相当の期間内に利用決定等すれば足りる	15日以内	30日以内	相当の部分を当該期間内に公開決定等し、残りの部分は相当の期間内に公開決定等すれば足りる
相模原市	14日以内	60日以内	相当の部分については当該期間内に開示等の決定をし、当該開示等の決定に係る部分以外の部分については延長期限後の日で相当と認められる日を期限とする	14日以内	30日以内	相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行う
大阪市	14日以内	30日以内	相当の部分を当該期間内に利用決定等し、残りの部分は相当の期間内に利用決定等すれば足りる	14日以内	30日以内	相当の部分を当該期間内に公開決定等し、残りの部分は相当の期間内に公開決定等すれば足りる
熊本市	14日以内	45日以内	相当の部分については当該期間内までに開示等の決定をし、当該開示等の決定に係る部分以外の部分については延長期限後の日で相当と認められる日を期限とする	14日以内	45日以内	相当の部分については当該期間内までに開示等の決定をし、当該開示等の決定に係る部分以外の部分については延長期限後の日で相当と認められる日を期限とする
千葉市	30日以内 （案）	30日以内 （案）	相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる（案）	14日以内	46日以内	開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

※個人情報保護法 通常…30日以内、延長…30日以内、再延長…相当の部分を当該期間内、残りの部分は期間内に公開決定等すれば足りる

費用負担について（第26条）

費用負担については、以下のとおりとしたい。

※情報公開条例（第18条）と同様の内容

条例案

（費用の負担）

第26条 前条第1項の規定により特定重要公文書等の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

閲覧に係る手数料…不要

写しの交付 …当該写しの作成及び送付に要する費用

写しの作成に要する費用は要綱等で定める。

【参考】利用請求時の費用負担の比較

	公文書管理法（条例）		情報公開法（条例）	
	根拠	負担内容	根拠	負担内容
国	第20条 (手数料)	実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるもの	第18条 (手数料)	<ul style="list-style-type: none"> 実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料 できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数を減額又は免除することができる
札幌市	第25条 (費用の負担)	写しの交付に要する費用	第16条 (費用の負担)	写しの交付に要する費用
新潟市	第17条 (費用負担)	写しの交付に要する費用	第11条 (費用負担)	写しの交付に要する費用
相模原市	第21条 (歴史的公文書の閲覧の手数料等)	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧は無料 写しの交付に要する費用 	第16条 (公文書の閲覧の手数料等)	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧は無料 写しの交付に要する費用
大阪市	第24条 (手数料等)	<ul style="list-style-type: none"> 利用に係る手数料は無料 写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）は写しの作成及び送付に要する費用 	第16条 (手数料)	<ul style="list-style-type: none"> 公開に係る手数料は無料 写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）は写しの作成及び送付に要する費用
熊本市	第23条 (費用負担)	写し（ファイル又は電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして規則で定める方法）に要する費用	第17条 (費用の負担)	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧は無料 写しの交付に必要な費用
千葉市	第26条 (費用の負担)	当該写しの作成及び送付に要する費用（案）	第18条 (費用の負担)	当該写しの作成及び送付に要する費用

条例施行後の附属機関について

条例施行後の附属機関について（第42条）

公文書管理条例の規定及びこれに基づく制度は国に準拠することを想定し、条例制定後は附属機関を設置する。

条例制定後の附属機関の機能は次のとおり

- ・ 特定重要公文書等の廃棄についての調査審議…※ 1
- ・ 保存期間を満了した公文書等の廃棄についての調査審議（第2回検討委員会で検討済み）
- ・ 公文書等の管理に関する重要な事項についての調査審議
- ・ 特定重要公文書等の利用に係る処分等についての審査請求に対する調査審議…※ 2

※ 1 …特定重要公文書等の廃棄を可能とする場合のみ

※ 2 …特定重要公文書等に関する知見を要するため、行政不服審査会ではなく、公文書管理条例の附属機関で審議する

（現在も情報公開条例に関する事項は情報公開審査会で審査しており、それに準じる形となる）

【参考】公文書管理法に定める附属機関の機能

（公文書管理法より抜粋）

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。

三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

（公文書管理委員会の機能） ※公文書管理法第29条より

次に掲げる場合は、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- ① 特定歴史公文書の利用に係る処分等について審査請求があったとき
- ② 政令（公文書管理法施行令）を制定・改正しようとするとき
- ③ 行政機関の長が行政文書管理規則を制定・改正しようとするとき
- ④ 公文書館長が利用等規則を制定・改正しようとする場合
- ⑤ 保存している特定歴史公文書を廃棄しようとするとき
- ⑥ 内閣総理大臣が行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善を勧告しようとするとき

条例制定に向けて

➤ 条例施行までのスケジュール（案）

令和5年度上期

答申決定

パブリックコメント実施

令和5年11月～12月

条例案の提出

令和6年4月1日

条例施行

➤ 検討委員会の開催スケジュール

1～2回程度開催見込